
衛生と植物防疫の措置に関する WTO 協定の理解のために

これらの解説は、WTO から許可を得て、そのホームページから転載し、また翻訳したものです。転載元ページは以下のとおりですのでご参照下さい。

Understanding the WTO Agreement on Sanitary and Phytosanitary Measures

アドレス: http://www.wto.org/english/tratop_e/sps_e/spsund_e.htm

また、翻訳については、農林水産省の責任で行ったものです。正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は、本情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。また、訳し切れないような微妙なニュアンスについては、原文を参照してください。

衛生と植物防疫のための措置に関する WTO 協定の理解のために

1998 年 5 月

「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS 協定)」は、1995 年 1 月 1 日、世界貿易機関 (WTO) の設立と同時に発効しました。これは食品安全と動植物の健康のための規制の適用に関する協定です。

「はじめに」では、1994 年 4 月 15 日にマラケシュで調印された多角的貿易交渉に関するウルグアイ・ラウンド最終合意文書に含まれる SPS 協定の条文について検討していきます (訳注: 転載元のページでは、WTO の英文ページにリンクしています。)。SPS 協定と最終合意文書に含まれるその他の協定は、関税及び貿易に関する一般協定 (1994 年の GATT。その後の改正を含みます。) とともに、WTO を設立する協定を構成しています。WTO は、国際貿易に関する統括組織として、GATT を継承しました。

WTO 事務局は、SPS 協定を一般の方に広く理解してもらうための一助としてこの文書を作成しました。この協定の法的解釈を提供することは意図しておりません。

はじめに

衛生と植物防疫のための措置に関する協定

問題点:消費者が安全に - ここでいう「安全」とは、あなたが適切と考える基準での「安全」という意味で - 食べられる食品が供給されることを確保するにはどうすればよいのでしょうか。また、健康と安全のための厳格な規制が、国内生産者を保護する口実として利用されないようにするにはどうすればよいのでしょうか。

「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS 協定)」は、食品安全と動植物の健康のための基準についての基本的ルールを定めています。

SPS 協定は、加盟国が独自の基準を定めることを認めていますが、同時に規制は科学的根拠に基づくものでなければならないとしています。こうした規制は、人や動植物の生命または健康を保護するために必要な場合にのみ適用され、同一または類似の状況にある加盟国間を恣意的または不当に差別しないようにしなければなりません。

加盟国は、国際的な基準や指針、勧告がある場合には、それらを用いることを奨励されますが、科学的に正当な理由があれば、より高い基準をもたらす措置をとることもできます。また、リスク評価方法に矛盾がなく恣意的でない限りは、適切なリスク評価に基づいてより高い基準を設けることも可能です。

SPS 協定は、引き続き加盟国が産品検査を行う際に異なった基準や方法を用いることを認めています。

重要な特徴

全ての加盟国は、消費者のために食品の安全を確保し、動植物間での有害動植物や病気のまん延を防ぐための措置を維持しています。このような衛生と植物防疫のための措置は、生産物の原産地が病気の無発生地域であることを求めたり、産品検査、生産物の特別な処理や加工、残留農薬の許容最大基準値の設定や特定の食品添加物のみ使用を許可するなど、さまざまな形をとることが可能です。衛生(人と動物の健康)および植物衛生(植物の健康)のための措置は、外国からの産品だけでなく国内で生産された食品やその地域の動植物の病気に対しても適用されます。

保護と保護主義の違いは？

衛生と植物防疫のための措置は、その性質上、輸入規制につながる可能性があります。どの国の政府も、食品安全と動植物の健康保護を確保するにはある程度の

貿易規制が必要であることを認めています。しかし政府は、経済競争から国内生産者を保護するために、健康保護のために必要とされる以上の措置をとったり、衛生と植物防疫のための規制を用いるよう圧力を受けることがあります。こういった圧力は、ウルグアイ・ラウンド合意を受けて他の貿易障壁が削減されるにつれて増加しそうです。実際には健康目的で求められてはいない衛生と植物防疫のための規制は、非常に有効な保護主義の手段となる可能性があり、その技術上の複雑さから解決に非常に骨の折れる不正かつ困難な障壁となり得ます。

「衛生植物検疫措置に関する協定 (SPS 協定)」は、かつての GATT の規則を基に作成され、貿易保護目的の不当な衛生と植物防疫のための措置の利用を制限するものです。SPS 協定の基本的な目的は、各国政府が適切とみなす健康保護の水準を規定する国権を維持しつつ、一方で、このような国権が保護主義目的で乱用されたり、国際貿易に不必要な障壁をもたらさないことを確保することです。

措置の正当性

SPS 協定は、各国政府が適切な衛生と植物防疫のための保護を維持することを容認する一方、決定における恣意性の存在を減らし、一貫性のある政策決定を奨励します。また、SPS 協定は、衛生と植物防疫のための措置が、食品の安全と動植物の健康を確保する目的にのみ適用される事を求めており、特に、リスク評価を行う上で考慮すべき要因を明確にしています。食品の安全を確保し動植物の健康を保護するための措置は、可能な限り客観的かつ正確な科学的データの分析と評価に基づくものでなくてはなりません。

国際基準

SPS 協定は、各国政府が自国の SPS 措置を国際的な基準や指針、勧告と適合するように設定することを奨励しています。このプロセスはしばしば「措置の調和」と称されます。WTO 自身は、このような基準を現在も将来的にも策定することはありません。しかし、WTO 加盟国の政府(この文書の作成時点では 132 カ国)(訳注:2007 年 7 月 27 日時点では 151 カ国)の大半は、WTO とは別の国際機関におけるこれらの基準の策定作業に参加しています。これらの基準は、まず、その分野における有数の科学者や健康保護に携わる政府の専門家によって作成され、その後国際的な精査と検討にかけられます。

国際基準は、先進国を含む多くの加盟国の自国の要件より高いこともあります。しかし、SPS 協定は、各国政府が国際基準を採用しないことを選択することを明確に

認めています。ただし、その国の要件が大幅な貿易制限をもたらす場合、その国は、関連する国際基準では同国が適切とみなす健康保護の水準を達成できないことを実証する科学的に正当な理由を求められる可能性があります。

状況に対応した調整

気候、存在する有害動植物や病気、食品の安全状況の違いから、さまざまな国に由来する食品、動物および植物製品に対して同一の衛生と植物防疫のための措置を課すことが、常に適切であるとは限りません。そのため、衛生と植物防疫のための措置は、食品、動物および植物製品の原産地によって異なることがあります。このことは、SPS 協定で考慮されています。また病気の無発生地域が政治的境界と一致しない場合には、政府はこれを認識し、このような地域からの生産物に対して自分達の要件を適切に適応させる必要があります。しかし、SPS 協定は、衛生と植物防疫のための措置を用いる際に、国内生産者あるいは外国の供給業者の間で優遇するような不当な差別がないかどうかを確認しています。

代替措置

許容可能なリスク水準は、しばしば別の方法でも達成できます。このような方法の中から、- また技術的、経済的に実行可能で同水準の食品の安全や動植物の健康が提供されることを前提として、- 政府は、自国の健康上の目的に合致しつつ、必要以上に貿易を制限しない方法を選ばなくてはなりません。さらに、他国が、自身の適用している措置により同じ水準の健康保護水準を提供することを証明できる場合には、これらは同等であるとして受け入れられるべきです。これにより、消費者にはより多くの様々な安全な食品を、生産者には安全性に関する最大の利用可能性を、そして健全な経済競争を提供しながら、保護を維持することができます。

リスク評価

SPS 協定は、衛生と植物防疫のための措置に関する透明性を高めます。加盟国は、実際に関連するリスクの適切な評価に基づいて SPS 措置を設定し、要請があれば、どのような要因を考慮したのか、使用した評価の手続き、受け入れ可能と決定したリスク水準を明らかにしなくてはなりません。多くの政府がすでに食品の安全と動植物の健康を管理する上でリスク評価を用いていますが、SPS 協定は、WTO の全ての加盟国において、また関連する全ての生産物に関して、体系的なリスク評価を広く用いるよう奨励しています。

透明性の確保

各国の政府は、貿易に影響を及ぼす衛生と植物防疫のための措置の新たな設設や変更を他の加盟国に通報し、新たなまたは既存の措置に関するさらなる情報の請求に対応するために事務所(「照会所」と呼ばれます。)を設置することが求められています。また、どのように食品安全と動植物の健康のための規制を適用しているかを詳細に公表しなければなりません。WTO 加盟国政府間で、体系的に情報や経験の交換をすることは、各国の基準に対してよりよい基盤をもたらします。このような透明性の向上も、不必要な技術的要求による隠れた保護主義から消費者と貿易相手国の利益を守ります。

SPS 協定の実施に関するあらゆる側面について、加盟国政府間で情報を交換するための討議の場として、特別な委員会が WTO 内に設置されています。この SPS 委員会は、SPS 協定の遵守について検討し、潜在的な貿易上の影響に関する問題を話し合い、適切な技術的機関と緊密な協力関係を維持しています。衛生と植物防疫のための措置に関する貿易紛争では、通常の WTO 紛争解決手続が用いられ、適切な科学的専門家からのアドバイスを得ることも可能です。

Q & A

衛生と植物防疫のための措置とは何でしょうか？ SPS 協定は何を守るための各国の措置を扱っているのですか。環境ですか？消費者の利益ですか？動物の福祉ですか？

SPS 協定の目的に照らし、衛生と植物防疫のための措置とは以下のために適用される措置であると定義されています：

- ・ 食品に含まれる添加物、汚染物質、毒素や病気を引き起こす生物によって生じるリスクから人や動物の生命を保護すること
- ・ 植物や動物が媒介する病気から人の生命を保護すること
- ・ 有害動植物、病気または病気を引き起こす生物から動物や植物の生命を保護すること
- ・ 有害動植物の侵入、定着やまん延から加盟国の他の損害を防止または制限すること

これらには、魚類や野生動物、森林、野生植物の健康を保護するためにとられる衛生と植物防疫のための措置が含まれます。

環境保護のための措置(上に定義されるものを除きます)、消費者の利益を保護するための措置、または動物福祉のための措置は、SPS協定では扱われません。これらの問題は他のWTO協定(貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)や1994年のGATTの第20条)で扱われています。

各国の食品安全と動植物の健康上の規制は、以前はGATTの規則によって扱われていたのではないですか。

そのとおりです。1948年から、貿易に影響を及ぼす各国の食品安全、動植物の健康上の措置は、GATT規則の対象でした。GATT第1条(注記1を参照)(訳注:転載元のページでは、WTOの英文ページにリンクしています)、最恵国待遇に関する条項では、異なる外国の供給者からの輸入産品を区別なく扱うことを求めており、第3条では、これらの産品の販売に影響を及ぼす法令や要件に関して国内産品より不利でない条件で扱われるよう求めています。これらの規則は、たとえば、残留農薬や食品添加物の制限、動植物の健康目的の規制に適用されました。

またGATTの規則は例外規定(第20条(b))を含んでおり、同一の条件下にある加盟国間で不当な差別とならない限り、又は貿易に対する偽装された制限でない限り、「人、動植物の生命または健康を保護するために必要な」措置をとることが加盟国に認められていました。つまり、必要な場合には、各国政府は、人、動植物の健康を保護する目的で、国内産品に要求しているより厳しい要件を輸入産品に課すことができたのです。

多角的貿易交渉に関する東京ラウンド(1974年~1979年)では、貿易の技術的障害に関する協定(1979年のTBT協定または「スタンダードコード」)(注記2を参照)(訳注:転載元のページでは、WTOの英文ページにリンクしています)が取り決められました。この協定は当初、衛生と植物防疫のための措置を規制する目的で作成されたわけではなく、残留農薬の制限、検査要件や表示など、食品安全と動植物の健康上の措置に由来する技術的要件を対象としていました。1979年のTBT協定の加盟国政府は、適切に健康を保護しないと考えられる場合を除いて、関連する国際的な基準(コーデックス委員会が制定した食品安全に関する国際基準など)を利用することに合意しました。また、国際基準に基づかない技術的な規制について、GATT事務局を経由して他の政府に通報することにも合意しました。1979年のTBT協定は、食品安全とその他技術的な規制から生じる貿易紛争の解決のための条項を含んでいました。

SPS 協定では何が新しいのですか。

衛生と植物防疫のための措置は、非常に効果的に貿易を制限することができるため、GATT 加盟国政府はその利用について明確なルールが必要なのではないかと考えました。その他の貿易障壁の可能性を減少させることが目的であったウルグアイ・ラウンドでは、衛生と植物防疫のための措置が保護主義目的のために利用されるのではないかと懸念が高まりました。

SPS 協定は、この潜在的な抜け道をふさぐことを目的としています。この協定は、貿易に影響を及ぼす食品安全と動植物の健康上の措置に関して、より明確に、より詳細に、権利と義務を設定しています。加盟国は、科学的原則に基づいた健康を保護するために必要な措置しか課すことを認められていません。加盟国政府は、他国の食品安全や動植物の健康上の措置について正当な科学的証拠に基づいていないという理由で異議を申し立てることができます。加盟国が食品安全や動植物の健康に対するリスクの評価に際して用いた手順や決定は、要請があれば他の加盟国に開示しなくてはなりません。各国政府は、安全な食品とはどのようなものであるかを決定する場合や動植物の健康問題に対応する場合に一貫性がなければいけません。

どうすればある措置が SPS と TBT のどちらの協定の対象になるのかわかりますか。違いがあるのでしょうか。

2 つの協定の対象範囲は異なっています。SPS 協定は以下を目的としたすべての措置を対象としています：

- ・ 食品が原因となるリスクから人や動物の健康を保護すること
- ・ 動物や植物が媒介する病気から人の健康を保護すること
- ・ 有害動植物や病気から動物と植物を保護すること

これら措置が技術的な要件かどうかは関係ありません。

TBT 協定は、SPS 協定で定義される衛生と植物防疫のための措置以外のすべての技術的な規制や自主的な基準、またそれらの規制や基準を達成するための手続を対象としています。そのため、ある措置が TBT 協定の対象となるのかどうかということは措置の種類によって判断しますが、SPS 協定の対象となるのか判断する場合に関係するのはその措置の目的です。

TBT 措置は、自動車の安全性から省エネ機器、食品容器の形状にいたるまで、あらゆるものが対象となりえます。人の健康に関する例をいくつかあげるなら、TBT 措

置は薬事上の規制やたばこの表示などを含みます。人の疾病対策に関する措置の大半は、植物や動物が媒介する病気(狂犬病など)に関するものを除き、TBT 協定の対称です。食品に関しては、表示要件、栄養に関する要求や問題、品質や包装の規制は、一般的に衛生と植物防疫のための措置とはみなされないため、通常は TBT 協定の対象となります。

一方、定義によって、食品の微生物汚染を扱う規制、農薬や動物用医薬品の残留に関する許容水準を設定する規制、または許可された食品添加物を特定する規制には SPS 協定が適用されます。包装や表示要件が、食品の安全に直接関連する場合はやはり SPS 協定の対象となります。

2 つの協定には、無差別に関する基本的義務、提案された措置の事前通報や情報事務所(照会所)の設置に関する類似の要件など、いくつかの共通要素がありますが、多くの実質的規則は異なっています。たとえば、どちらの協定も国際基準の利用を奨励しています。しかし、SPS 協定では、潜在的な健康リスクの評価に基づく科学的な議論が、食品安全と動植物の健康の保護に関する国際基準を用いない唯一の正当性であるのに対し、TBT 協定では、各国政府が、基本的な技術上の問題や地理的要因などを含むその他の理由に基づき国際基準が適切でないとは決定することができるのです。

さらに、衛生と植物防疫のための措置は、人や動植物の健康を保護するために必要な範囲で、科学的情報に基づいて課すことができます。一方、政府は、必要な場合には国家安全保障や偽装行為の防止など、様々な目的を満たすための TBT 規制を導入することができるのです。政府が受け入れた義務は 2 つの協定では異なるため、ある措置が SPS 措置なのか TBT 協定による措置なのかを知ることが重要なのです。

各国政府や関心を持つ一般国民は、誰が何を行っているのかをどうすれば知ることができますか。

SPS 協定における透明性の確保についての条項は、人や動植物の健康を保護するためにとられる措置を、関心を持つ一般国民や貿易相手国が知ることができることを確保するため規定されています。同協定は政府にすべての衛生と植物防疫のための規制を速やかに公表するよう要求しており、他国の政府からの要請があれば、特定の食品安全や動植物の健康のための要件に関する理由を説明するよう求めています。

WTO の全ての加盟国政府は、自国の衛生と植物防疫のための措置に関する情報

の請求を受けたり回答するために指定された事務所である照会所を維持しなければなりません。新たなまたは既存の規制の写し、2 国間の関連協定に関する情報、リスク評価決定に関する情報についての請求などが考えられます。照会所の住所は[こちら](#)(訳注: 転載元のページでは、WTO の英文ページにリンクしています。)で閲覧可能です。

ある政府が、国際基準とは異なり貿易に影響を及ぼす可能性のある新たな規制を提案(または既存の規制を修正)する場合には、WTO 事務局に通報しなければなりません。その後、事務局は他の WTO 加盟国政府に対して通報を配布します(SPS 協定の導入から 3 年間で 700 回以上の通報が配布されました)。また、これらの通報は関心のある一般国民も入手することができ、[こちら](#)(訳注: 転載元のページでは、WTO の英文ページにリンクしています。)で閲覧可能です。また通報は、措置を提案している国の照会所に請求することも可能です。

各国政府は、貿易相手国にコメントを述べる機会を提供できるよう、新たな規制を導入する前に、通報を行うことを求められています。このようなコメントにどう対処すべきかについて、SPS 委員会は勧告を作成しました。

緊急の場合には、各国政府は直ちに行動することが可能ですが、WTO 事務局経由で他の加盟国に至急通知しなければなりません。この場合にも他の WTO 加盟国政府から提出されたコメントを検討する必要があります。

SPS 協定は政府が食品安全と動植物の健康に関する法律を制定する能力を制限するのでしょうか。食品安全と動植物の健康の水準は WTO や他の国際機関が決定するのですか。

SPS 協定は、人や動植物の健康を保護する措置が科学的根拠に基づくものであり、健康の保護のために必要で、海外からの供給を不当に差別するものでない場合限り、各国政府がそのような措置をとる権利を明確に認めています。同様に、今後とも各国政府は、自国における食品安全と動植物の健康保護の水準を決定することを継続するでしょう。WTO も他の国際機関もこのような決定をすることはありません。

しかし SPS 協定は、各国政府が、他の国際機関において WTO 加盟国政府が作成した国際的な基準、指針や勧告に自国の措置を「調和させる」か、それらに基づくことを奨励しています。これらの国際機関には、食品安全に関しては [FAO/WHO 合同食品規格委員会\(コーデックス委員会\)](#)、動物の健康に関しては [国際獣疫事務局\(OIE\)](#)、植物の健康に関しては [FAO の国際植物防疫条約\(IPPC\)](#) が含まれています(訳注: 転載元のページでは、WTO の英文ページにリンクしています。)

WTO加盟国政府は、食品に含まれる農薬、汚染物質や添加物が人の健康に及ぼす影響、または有害動植物と病気が動植物の健康に及ぼす影響のリスク評価および科学的判断に関する作業など、これらの機関の作業に長年参加してきました。これらの技術機関の作業は国際的な精査や検討の対象となります。

国際基準は厳格すぎる 경우가多く、加盟国の大半は自国で実施することが困難だという問題があります。国際基準の使用を奨励することは、これらの基準が各国の基準の下限や上限となることを意味するわけではありません。自国の基準が単に国際基準と異なるだけではSPS協定に違反していることにはなりません。実際に、SPS協定は政府が、国際基準より厳格な措置を課すことを明確に容認しています。しかしながら、自国の基準を国際基準に基づいて設定していない政府は、この基準の差が貿易紛争を引き起こす場合には、より高い自国の基準の正当性を証明するよう求められます。この正当性は、科学的証拠及び関連するリスクの分析に基づかなければなりません。

国際的な食品安全基準との調和は何を意味するのでしょうか。健康保護の低下、すなわち、より低い水準への調和とはならないのでしょうか。

国際的な食品安全基準との調和は、FAO/WHO 合同食品規格委員会(注記 3 を参照)(訳注: 転載元のページでは、WTO の英文ページにリンクしています。)が作成した規格に基づいて自国の措置を設定することを意味します。コーデックス規格は「最も低い共通標準」の基準ではなく、その分野における有数の科学者や食品の安全に携わる各国の専門家からの情報に基づいています。これらの専門家は各国の食品安全基準の作成を担当する専門家と同一です。たとえば、コーデックスでは、政治的な干渉を受けずに業務を行う国際的な科学者グループにより、残留農薬と食品添加物に関する勧告が、保守的で安全性本位の前提の下で作成されます。多くの場合、コーデックスが作成した規格は、アメリカ合衆国などを含む個々の加盟国の基準より高いのです。前述の質問に対する答えのとおり、それでも政府は、国際基準が自国の健康保護目的に合致しない場合には、国際基準より高い基準を用いることを選択することができます。

政府は食品安全と動植物の健康上の措置を設定する上で適切な予防措置をとることができるのでしょうか。安全性についての最終的な決定のための科学的証拠が十分ではない場合、または緊急時についてはどうでしょうか。安全ではない生産物は輸入禁止できるのですか。

SPS 協定では 3 つの異なる種類の予防措置が規定されています。1 番目は、リスク

評価のプロセスと許容可能なリスク水準の決定には、健康保護のために適切な予防措置がとられることを確保するために、安全域を常に用いることが含まれています。2 番目に、各国それぞれが自国の許容可能なリスク水準を決定することから、健康上の必要な予防措置とは何かということに関する自国民の懸念に対応することができます。3 番目に、SPS 協定は、各国政府が、製品や工程の安全に関する最終決定を許可するためには十分な科学的証拠がないとみなす場合には、予防措置を実施することを明確に認めています。また、緊急の状況では、即時に措置をとることも容認されています。

科学的証拠に基づき、人や動植物の健康に受け入れがたいリスクをもたらす製品の生産、販売および輸入を禁止した例は数多くあります。SPS 協定は各国政府がこのような状況下で製品を禁止する権限に影響は及ぼしません。

食品安全と動植物の健康上の措置を地方政府が設定することは可能でしょうか。1 つの国内で異なる措置が存在してもよいのでしょうか。

SPS 協定では、食品安全と動植物の健康上の規制は、必ずしも最高政府機関によって設定される必要はなく、また、それらの規制は国内全域で同一でなくてもよいこととされています。ただし、これらの規制が国際貿易に影響を及ぼす場合には、中央政府が設定したものとして同一要件を満たさなければなりません。中央政府は SPS 協定の実施に責任を有しており、他のレベルの政府による同協定の遵守を支援しなければなりません。各国政府は、SPS 協定に適合する場合に限り、非政府機関のサービスを利用すべきです。

SPS 協定は食品安全や動植物の健康より貿易を優先するよう加盟国に要求しているのでしょうか。

そのようなことはありません。SPS 協定は、自国の食品安全と動植物の健康上の措置に関して立証可能な科学的根拠があれば、加盟国が貿易よりも食品安全や動植物の健康を優先することを認めています。各国は関連するリスクの評価に基づいて適切と考えられる食品安全と動植物の健康の水準を決定する権限を有しています。

ある国が自国の許容可能なリスク水準を決定した場合、たいていは保護を達成するために利用可能な措置(処置、検疫または検査の強化など)が数多くあります。これらの選択肢から選ぶにあたり、SPS 協定は、技術的、経済的に実行可能な場合には、自国の健康保護目的を達成するために必要である以上に貿易制限的では

ない措置を用いるよう、政府に要求しています。たとえば、輸入禁止は国内にいない有害動植物の侵入リスクを軽減する 1 つの方法ですが、生産物に処置をほどこすことにより政府が許容可能とみなす水準までリスクを低下させることができる場合には、通常はこちらの方がより貿易制限的でない要件といえます。

各国の食品安全と動植物の健康上の法律は他国から異議を唱えられる可能性があるのでしょうか。民間団体は貿易紛争を WTO に提訴できますか。紛争は WTO でどのように解決されるのでしょうか。

1948 年に GATT が発足してから、各国政府が他国食品の安全と動植物の健康に関する法律をみせかけの貿易障壁として異議を申し立てることが可能になっています。1979 年の TBT 協定にも、食品安全基準や動植物の健康のための要件など、他の調印国の技術的規制に異議申し立てを行うための手続が含まれていました。SPS 協定は、貿易に影響を及ぼす食品安全と動植物の健康上の措置についての根拠だけでなく、これらの措置に対する申し立ての根拠についてもより明確にしています。法律を制定する国家の権限は制限されない一方、特定の食品安全や動植物の健康上の措置が貿易制限の必要性を裏付ける十分な科学的証拠がないとして他国から提訴される可能性があります。潜在的な紛争を避けることができるようになって、SPS 協定は、規制当局と貿易業者のどちらにとっても、より信頼できるものとなっています。

WTO は政府間組織であり、民間団体や非政府組織ではなく、政府だけが貿易紛争を WTO の紛争解決手続に持ち込むことができます。もちろん、非政府団体は自国の政府に貿易問題を知らせ、それが適切な場合には、WTO を通じて、是正を求めるよう政府に働きかけることができます。

WTO 協定を受諾することにより、政府は、SPS 協定を含む WTO 協定に付属する全ての多国間貿易協定の規則に拘束されることに合意しています。貿易紛争の場合、WTO の紛争解決手続([概要についてはこちらをクリックしてください](#)、[詳細についてはこちらをクリックしてください](#)) (訳注: 転載元のページでは、WTO の英文ページではリンクしています。)では、関係する政府が公式協議によって双方が受け入れ可能な 2 国間の解決を見出すことを奨励しています。政府間で紛争を解決できない場合、政府は、あっせん、調停、仲介、仲裁など、いくつかの紛争解決手段のいずれかに従うことを選択することができます。あるいは、政府は、紛争の全当事者を審問し、勧告を行う貿易専門家による公平な小委員会(パネル)の設置を要請することができます。

SPS 措置に関する紛争では、パネルは、技術的専門家グループを招集するなど、

科学的な助言を求めることができます。パネルは、ある国が WTO 協定に基づく義務に違反していると結論を下す場合、通常、当該国の措置をその義務に合致させるように勧告します。このような勧告には、措置の適用方法に関する手続の変更、全面的な措置の修正や廃止、あるいは単なる差別的要素の廃止などがあります。

パネルは、WTO 全加盟国が出席する WTO 紛争解決機関(DSB) (訳注: 転載元のページでは、WTO の英文ページにリンクしています。)に検討してもらうため、その勧告を提出します。DSB がコンセンサス方式によってパネルの報告を採用しないと決定するか、当事国の 1 つが決定に対して上訴する場合を除いて、提訴された側の当事国はパネルの勧告を実施し、どのように従ったかについて報告することが義務付けられています。上訴はパネルによる法的解釈の問題に限定されています。

かつての GATT による紛争解決手続では、衛生と植物防疫のための措置に関する貿易紛争を検討するために 47 年間にわずか 1 件のパネルしか設置されませんでした。SPS 協定の発効から 3 年の間に新たな義務に関して 10 件の申し立てが正式に提出されました。初めて SPS 協定が貿易を制限し科学的に正当化されない衛生と植物防疫のための措置に対する申し立ての根拠を明確にしたのですから、これは驚くにはあたりません。これらの申し立ては、検査及び検疫手続、動物の病気、消費期限、動物飼育における動物用医薬品の使用、飲料の殺菌処理など多岐にわたる案件に関するものです。紛争解決のためのパネルは、これらの申し立てのうち 4 件について検討を要請されています。それ以外の申し立ては 2 国間協議による強制的プロセスを経て解決されたか、解決されようとしています。

SPS 協定の作成責任者は誰でしょうか。開発途上諸国は SPS 協定の交渉に参加しましたか。

ウルグアイ・ラウンド貿易交渉を開始する決定は、各国政府内における討議を含む、何年間にもわたる公開討論を経て行われました。「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」を交渉する決定は、同ラウンドが開始された 1986 年に行われました。SPS に関する交渉にはウルグアイ・ラウンドに参加した 124 カ国政府の全てが参加可能でした。多くの各国政府は、自国の食品安全や動植物の健康保護に関する政府担当者が代表を務めていました。これらの交渉担当者はまた、FAO、コーデックス委員会、OIE などの国際的専門機関の専門知識を活用しました。

開発途上諸国はかつてないほどウルグアイ・ラウンド交渉のあらゆる面に参加しました。衛生植物検疫措置に関する交渉では、開発途上諸国はしばしば自国の食品安全や動植物の健康に関する専門家を代表として送り、積極的に関与しました。ウルグアイ・ラウンド交渉前および交渉中には、GATT 事務局は開発途上諸国が交

渉を行う上で有効な立場を築く手助けをしました。SPS 協定は、開発途上諸国が自国の食品安全と動植物の健康保護に関する制度を強化できるようにするための支援を呼びかけています。FAO と他の国際機関は、既にこれらの分野での開発途上諸国のためのプログラムを運営しています。

ウルグアイ・ラウンド交渉に一般の参加者はいたのでしょうか。民間セクターの利益や消費者の利益は除外されたのでしょうか。

GATT は政府間組織なので、GATT 貿易交渉に参加したのは政府であり、民間企業や非政府組織は直接的には参加していません。しかしウルグアイ・ラウンドの交渉範囲も、公開討議も、かつてないレベルのものでした。多くの政府は、SPS 協定を含む交渉のさまざまな側面について、公共・民間セクターの両方と協議しました。公開の協議や討議のための正式な場を設置した政府もあり、その都度場を設ける政府もありました。また、GATT 事務局も国際非政府組織や多くの国が参加する公共・民間セクターと頻繁に話し合う機会を持っています。ウルグアイ・ラウンドの最終結果は、ほとんどの GATT 加盟国による批准と実施プロセスにかけられました。

WTO は、GATT と同様に政府間組織です。民間企業や非政府組織は直接的には作業に参加しませんが、自国の政府との接触を通じて WTO の作業に影響を及ぼすことは可能です。さらに、WTO 事務局は定期的に多くの非政府組織と連絡を取り合っています。

SPS 委員会とはどのようなもので、誰が委員会メンバーでしょうか。この委員会は何を行っていますか。

SPS 協定は、貿易に影響を及ぼす食品安全や動植物の健康上の措置を協議するための場を設け、SPS 協定の実施を確実にするため、衛生と植物防疫のための措置に関する委員会 (SPS 委員会) を設置しました。SPS 委員会は、他の WTO の委員会と同様、WTO の全ての加盟国が参加可能です。より上位の WTO の機関 (物品理事会など) にオブザーバーとして参加している政府も SPS 委員会にオブザーバーとして参加する資格があります。同委員会は、コーデックス委員会、OIE、IPPC、WHO、国連貿易開発会議 (UNCTAD)、国際標準化機構 (ISO) (訳注: 転載元のページでは、WTO 及び各機関の英文ページにリンクしています。) など、いくつかの国際政府間組織の代表をオブザーバーとして招聘することに合意しています。各国政府は、SPS 委員会会合へ参加することが適切と考えられる職員を会合に派遣することができ、多くの政府が自国の食品安全当局や動植物の健康に関する職員を派遣しています。

通常、SPS 委員会は年 3 回の定期会合を開催します。また、通報や透明性の手続に関して、TBT 委員会と不定期で合同会合も開催しています。非公式会合または特別会合は、必要に応じて開催されます。

SPS 委員会は、初年度、各国政府が新たな規制に関して要求される事前通報に用いるための推奨される手続や標準様式を作成しました。1997 年末までに、衛生と植物防疫のための措置に関する 700 以上の通報が提出され、配布されています。同委員会は、各国政府から提供された自国の規制制定手続、衛生と植物防疫のための措置の策定におけるリスク評価の利用、また、とりわけ口蹄疫とミバエに関する疾病ステータスに関する情報を検討しました。さらに、特に牛海綿状脳症 (BSE) に関する数多くの貿易問題が SPS 委員会で討議されました。SPS 協定で求められるとおり、SPS 委員会は国際基準の利用を監視する暫定手続を作成しました。SPS 委員会は、各国政府が行動をとる際の恣意性の可能性を低下させるため、引き続きリスク管理の決定における一貫性を確保するための指針作りを行っています。1998 年、SPS 委員会は SPS 協定の運用の再検討 (レビュー) を行う予定です。

SPS 協定の導入により誰が恩恵を受けるのでしょうか。この協定は開発途上諸国の利益になるのでしょうか。

全ての国の消費者が恩恵を受けます。SPS 協定は科学情報の体系的な利用を奨励しており、恣意的で不当な決定の余地を狭めることになるため、自国の食品の安全性を確保することを助け、多くの場合は強化します。政府の手続及び自国の食品安全、動植物の健康に関する決定の根拠についての透明性が高まることにより、消費者はますます多くの情報を入手できるようになるでしょう。不必要な貿易障壁の排除により、消費者にとって安全な食品の選択の幅が広がり、また生産者間の健全な国際競争から恩恵を受けることができます。

特定の衛生と植物防疫のための要件は、貿易国間の 2 国間ベースで最も多く適用されています。SPS 協定は、その国の政治的・経済的な力の強さや、技術的能力には関係なく、加盟国間の衛生植物検疫上の取り決めに関する国際的枠組みを提供することから、この協定は開発途上諸国に恩恵を与えています。このような協定がなければ、開発途上諸国は不当な貿易制限に異議がある場合に不利な立場になりかねません。しかも、SPS 協定では、各国政府は、輸入産品が単純であり高度でない方法によって得られたものであるか、最新の技術によって得られたものであるかにかかわらず、自国の安全要件を満たす輸入産品を受け入れなければなりません。食品安全と動植物の健康の分野で、開発途上諸国を助ける技術支援の拡大もまた、2 国間または国際機関を通じたものに関係なく、SPS 協定の 1 つの要

素です。

世界中の農作物輸出者は、自国の生産物への不当な障壁が排除されることにより恩恵を受けています。SPS 協定は特定の市場に販売するための条件に関する不透明性を減らします。健康上の措置を口実にした保護主義目的で強要される規制によって、他の市場のために安全な食品を生産する努力が阻まれてはいけません。

国境措置がより信頼できるものになったことにより、食品や他の農作物の輸入者も恩恵を受けています。SPS 協定によって、不当な措置を提訴する根拠と同様に、貿易を制限する衛生と植物防疫のための措置の根拠はより明確にされています。これは輸入食品、畜産物や植物製品の加工業者や商業的利用者にも恩恵となっています。

開発途上諸国は、SPS 協定を導入する上でどのような困難に直面するでしょうか。この点について何か支援を受けるのでしょうか。開発途上諸国のための特別条項はありますか。

多くの開発途上諸国が優れた食品安全と動植物の健康に関するサービスを有している一方、そういったものを持たない国もあります。このため、SPS 協定の要件には、国によっては満たすことが困難かもしれない自国の国民、家畜や農作物の健康状態を改善するための課題が含まれます。この困難ゆえに、SPS 協定は、開発途上諸国については 1997 年まで、また後発開発途上諸国については 2000 年まで、透明性に関する要件（通報および照会所の設置）を除く全ての要件の適用を延ばしています。これは、延期された期限までの間、これらの国が自国の衛生と植物防疫のための措置に関する科学的正当性を要求されないことを意味します。より長い期間を必要とする加盟国は、たとえば自国の獣医サービスの改善について、または SPS 協定の特定の義務の実施について、SPS 委員会にさらに猶予期間を求めることができます。

多くの開発途上諸国は、既に自国の措置の根拠として国際基準（コーデックス委員会、OIE や IPPC の基準など）を採用しているため、国際的な専門家が既に実施した作業に対して乏しい財源が重複して費やされることを回避しています。SPS 協定は、開発途上諸国が、自分達の必要性に対応するさらなる国際基準の作成に寄与したり確保するために、これらの組織に可能な限り積極的に参加することを奨励しています。

SPS 協定の条項の一つは、関連国際機関を通じてまたは 2 国間による開発途上諸国に対する技術支援の提供を促進するための加盟国による約束です。FAO、OIE

およびWHOは、食品安全、動植物の健康上の問題に関して開発途上諸国を支援する相当数のプログラムを有しています。また多くの加盟国も、この分野において他のWTO加盟国と大規模な2国間プログラムを有しています。WTO事務局は、開発途上諸国(および中・東欧の諸国)にSPS協定から生じる権利と義務に関する詳しい情報を提供するための地域セミナーのプログラムに着手しています。これらのセミナーは、コーデックス委員会、OIEおよびIPPCとの協力のもとに行われ、開発途上諸国が要件を満たすためにこれらの機関が果たす役割を認識し、SPS協定からの利益を完全に享受することを支援するものです。セミナーには関心を持つ民間ビジネス団体や消費者団体も参加することができます。WTO事務局も、そのワークショップや各国の在ジュネーブ政府代表部を通じて各国政府に対して技術支援を提供しています。

お問い合わせ先

消費・安全局国際基準課
ダイヤルイン:03-3502-8732
FAX:03-3507-4232